

平成29年4月19日 第2回常任委員会 決定 平成30年8月30日 名称変更

第80回国民スポーツ大会競技役員等養成基本計画

第80回国民スポーツ大会の競技運営に当たる競技役員等の養成については、「第80回国民スポーツ大会競技役員等編成基本方針」及び「第80回国民スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、第80回国民スポーツ大会競技役員等養成基本計画を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）及び競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員及び競技会補助員については、会場地市町村が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体及び会場地市町村と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成事業

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成事業については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会
 - ③ 中央及びブロックの競技団体主催の講習会への派遣
 - ④ 中央及びブロックの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成事業については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会

4 養成実施年次計画

競技役員等の養成実施年次計画は、次のとおりとする。

区分・内容			年 度									
			平成 29年 9年前	平成 30年 8年前	令和 元年 7年前	令和 2年 6年前	令和 3年 5年前	令和 4年 4年前	令和 5年 3年前	令和 6年 2年前	令和 7年 1年前	令和 8年 開催年
競 技 役 員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	← 資格取得、資格維持、資質向上 →									
	運 営 員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	← 資格取得、資格維持、資質向上 →								
		その他 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会							← 養成、資質向 →		
	競技補助員	県内講習会							← 養成、資質向 →			
	競技会係員	県内講習会							← 養成 →			
	競技会補助員	県内講習会							← 養成 →			

5 競技役員等の養成計画

- (1) 競技役員等の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成する。
- (2) 養成計画は、事業の進捗状況をふまえ、毎年見直しをする。